

マイナンバーを不正に知られたり、漏えいされても、それだけで知られたくない情報がわかってしまうわけではありません。また万一、違法行為がなされても、被害を最小限に抑えられるよう、第三者機関（→Q21）が監視・監督・不正取り締まりを行うとともに、マイナンバーの変更ができます。

●マイナンバーから芋づる式にわかるわけでは基本的でない

マイナンバーを他人に知られてしまっても、マイナンバー自体は単なる数字の羅列です。またマイナンバーと一緒にその他の個人情報が漏えいすれば、漏えいした個人情報は他人に知られてしまいますが、マイナンバーを知られても、基本的には、芋づる式にさらになにかがわかるわけではありません。

マイナンバーで何もかもがわかるわけではない



マイナンバー
012345678912
で検索！

ひと	わかること
公務員	これまで通りの個人情報しかわからない 税務署なら所得・経費情報など、自治体福祉課なら福祉情報など 公務員は自分の業務に必要な個人情報しか検索できない 業務外検索・のぞき見・漏えいは違法行為。懲戒対象行為。 マイナンバーのメリットは、氏名・住所等に異動があっても同一人物だとわかること
民間企業担当者	これまで通りの個人情報しかわからない 給与担当者なら給与・扶養家族の状況など
一般人	マイナンバーでネット検索して、相手の個人情報を入手することはできない 違法。第三者機関（個人情報保護委員会）が動く。

1

●いわゆるハッキングのリスク

いわゆるハッカーなどにマイナンバーを知られても、マイナンバーを知られることで、今までよりも不正アクセスのリスクが上がることには、基本的にはなりません。特定の人を情報狙い撃ちしたハッキングは一般に難しく、氏名からでもマイナンバーからでも、ハッキングのリスクはさほど変わりません。

また、あらゆる個人情報がどこかにまとまっているわけではないため、マイナンバーを知られてしまっても、その人のあらゆる個人情報を盗みだすことはできません（→Q16）。

●公務員等による不正リスク

自治体、税務署、日本年金機構等では、マイナンバーと共にさまざまな個人情報
を保有していますが、公務員等が業務外にマイナンバー情報を見ることは、違
法行為、そして懲戒対象行為です。また公務員等は、そもそも、マイナンバーが
わからなくても、氏名、住所等から、その人の収入や家族の状況等を、既に検索
することができます。したがって、公務員等にマイナンバーを不正に知られてし
まっても、マイナンバーが知られていない状態と比べて、不正リスクにさほど差
があるわけではありません。

●違法名簿等のリスク

ただし、違法名簿等が存在していると、マイナンバーを元に、知られたくない
情報を知られてしまうリスクがあります。

マイナンバー法では、マイナンバーの悪用リスクを抑えるために、マイナンバ
ーから検索できる情報の範囲を狭めています。そのため、マイナンバーから検索
できるのは、社会保障・税・災害対策分野のうち法令に明記された事務で取り扱
う個人情報だけです。借金額、商品購入歴、詐欺被害歴等とマイナンバーを紐づ
けることは、法律上認められていません。

しかし、マイナンバーをこれらの情報を違法に紐づけた、違法名簿が出現する
ことも考えられなくはありません（図 18 参照）。マイナンバーの効能は、氏名や
住所が変わっても、同一人物であることがわかるということです。したがって、
氏名や住所が変わっても、過去に借金をした A さんと今回借金をする B さんが
同じ人だということがわかってしまいます。

但し、マイナンバーから現住所、電話番号等を調べることは、公務員以外は基
本的にはできませんので、このような違法名簿ができて、すぐに振り込め詐欺
電話や違法勧誘電話がかかってくるというわけではありません。またマイナン
バーも借金額等もどこかに公表されているものでないので、違法名簿を作成す
るためには、情報をさまざまな場所から違法に収集しなければできません（図 19
参照）。

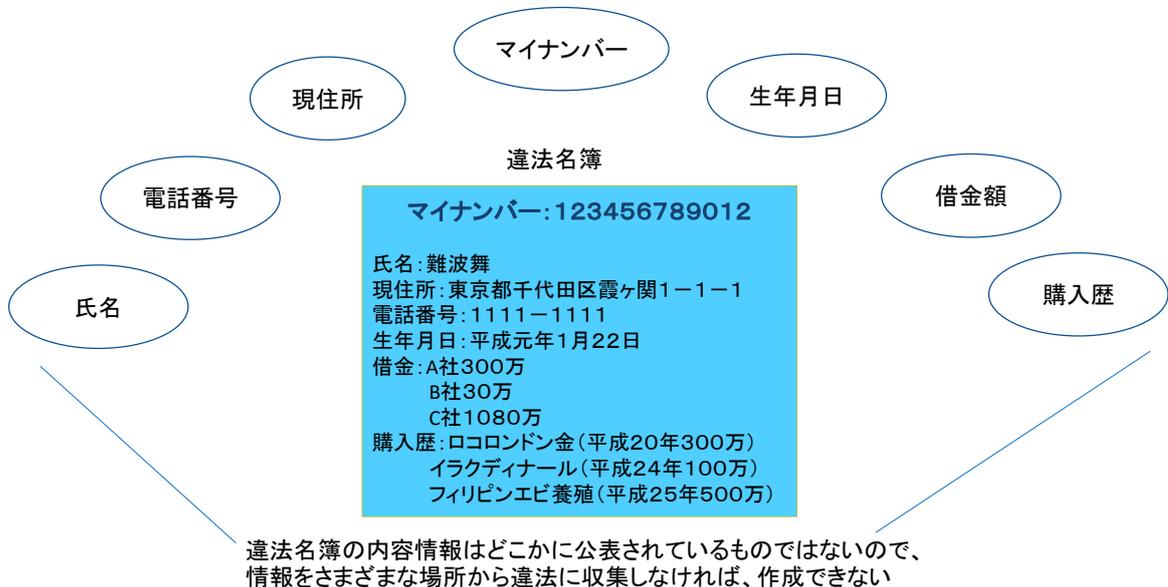
図 18 違法名簿

・ ・ しかしマイナンバーを索引として使うとさまざまな個人情報を集約可



5

図 19 公表情報からは基本的には違法名簿は作れない



5

(3) マイナンバー法上の対策

以上のように、違法行為をしなければ、マイナンバーを元にその他の個人情報を業務外に調べることはできませんが、世の中には違法行為をする人もいます。

そこでマイナンバー法では、違法行為がなされても被害を最小限に抑えられるよう、さまざまな対策を講じています。

●不正の明確化

公務員や違法名簿業者が、「業務に必要だ」等と偽ってマイナンバーを悪用しないよう、マイナンバー法では、マイナンバーを取り扱ってよい場面を逐一明示しています。これによって、言い訳を許さずに、マイナンバー法に規定された場面以外の利用は、違法であることが明確化されています。

●不正の取締り

また、違法行為を行う者が現れたら迅速な是正を図るため、マイナンバーに関する不正を取り締まる第三者機関（「特定個人情報保護委員会」、→Q21）が設立されています。

第三者機関は、マイナンバーに関する不適切な取扱いがなされていないか、監視や立入検査を行います。また万一、違法行為が行われた場合は、速やかに違法行為者を突き止め、指導・勧告・業務改善命令等を行ったり、被害回復のあっせんを行います。

(4) マイナンバーが漏えいしたら

このように、違法行為が行われたい限りは、マイナンバーが仮に漏えいしたとしても、芋づる式に何かはわかることは基本的にはありません。また違法行為が行われても、被害を最小限に抑えるよう、マイナンバー法では第三者機関の監視を始め、様々な対策が講じられています。

マイナンバーを不正に知られたり漏えいされた場合、私たち個人としては、不正行為を行った者を追及するほか、第三者機関に相談しましょう。またマイナンバーの変更を市区町村に申請しましょう。



※水町雅子『あなたのマイナンバーへの疑問に答えます』
（中央経済社、2015年）の原稿から抜粋

goo.gl/Fxsb9D